

# 令和4年度千葉県剣道連盟伝達講習会 配布資料要約

- 日時 令和4年4月16日(土) 9:30~13:30
- 場所 千葉県武道館
- 講師 軽米良臣先生
- 受講 里見加寿代、榎本和美

## 1. 令和2年9月16日 全日本剣道連盟は公益財団法人に移行

- 社会的地位と信頼性の向上、税制面の優遇等のメリット
- 社会的責任の増大
- 更なるガバナンス強化、コンプライアンス徹底が必須
- スポーツ界の不祥事、不人気、競技人口の減少、スポンサーの撤退、競技自体の衰退

## 2. 全剣連の不祥事防止への取り組み

- 平成30年11月
  - 倫理規定制定、倫理委員会発足、全剣連倫理に関するガイドラインの制定
  - 相談・苦情窓口の設置
- 平成31年4月
  - 綱紀委員会規則制定(懲罰規則)
  - 身体への暴力だけでなく心を傷つける暴言等も厳禁
  - 暴力を正当化し美化する悪しき伝統の根絶
  - 時代と共に受け手側が大きく変化、信頼性のある人間関係の構築が必須
  - SNSが飛躍的に普及し当事者以外の者が過剰に反応し干渉
  - 不祥事の対応は組織としての説明責任が常に伴う

## 3. 新型コロナウイルス感染症の対策

- 感染経路は主に飛沫
- 面マスク・フェイスシールドの着用、対人距離、送風換気、ワクチン接種
- 変異株流行の中ではマイクロ飛沫対策が重要
- これまでの対策を緩めることなく引き続き実施

## 4. 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

- 趣旨
  - 感染予防
  - 立ち合いの間から攻め合いを中心とした積極的な試合展開
  - 試合者と審判員が一体となって良い試合の場を醸成
- 審判員と試合者が共通に理解する事項
  - 審判員に頼らず試合者双方が分かれる努力

## 令和4年度千葉県剣道連盟伝達講習会 配布資料要約

- 「鏝競り合い」の解消に至る時間は、およそ「一呼吸」
- 「鏝競り合い」を解消する場合はバラバラに下がらず、鏝と鏝を競り合う（押し合う）力を利用し一気に下がる

### 5. 日本剣道形「共通理解」

- 特段の変更なし
- 呼吸法に留意し、気持ちと身体に張りを持たせて臨むことが肝要である。
- 「①木刀による剣道基本技稽古法」と「②日本剣道形」の振りかぶる位置の違いを理解する。例えば、小手を打つ場合、①は打突部位である右小手が見える程度まで振りかぶるが、これに対し、②は相手の全身が見える程度まで振りかぶり大技で臨む点を理解する。

### 6. 中学校部活動における今後の動向等

- 国は、令和2年度に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を打ち出す
- 令和5年度から中学校における休日の部活動を段階的に地域へ移行
- スポーツ庁は、日本中学校体育連盟に対し強く要望  
「学校から地域移行したクラブ等に所属する生徒の大会参加資格の緩和」
- 日本中学校体育連盟は、令和4年3月9日付で地域クラブ等の大会参加を承認することを決定
- 地域剣道連盟が積極的に関与する仕組みの構築や指導者の確保等の対応が急務

## 令和4年度剣道中央講習会指導法

### I. 指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

### II. 指導の内容

#### 1. 講話(剣道指導要領 参照)

- (1) 剣道の理念、剣道修練の心構え、剣道指導の心構え 等の講話を通して剣道実践者としての姿勢態度を養う。(剣道指導要領p5)
- (2) 剣道史などの講話によって、剣道への興味や意欲を高める。(剣道指導要領 pp.1~4)
- (3) 剣道指導の在り方について (剣道指導要領 pp.6~10)
  - 1) 指導者 2) 指導のねらい 3) 指導の展開 4) 技術の修習と稽古に対する指導
  - 5) 指導上の留意点

#### 2. 実技 I

講習会等では、できるだけ[日本剣道形 → 木刀による剣道基本技稽古法 → 竹刀稽古法]の「→」の順序で教習を行うことが望ましい。

#### [要約]

##### (1) 日本剣道形 … 竹刀稽古法の原点

###### 1) ねらい

① 剣(日本刀)の観念で「刀法の原理」「攻防の理合」「作法の規範」を修得させる。

###### 2) 指導事項

① 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。

② 「打ツハ切ルノ意ナリ」(打つということは、切るという意味である)

③ 刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突、間合、機、勝機、目付け、呼吸法、残心、気迫  
(剣道講習会資料p91の「日本剣道形講習における重点事項」を参照)

##### (2) 木刀による剣道基本技稽古法 … 日本剣道形と竹刀稽古法の中継ぎ

###### 1) ねらい

① 木刀を使用して、「刀法の原理・理合」「作法の規範」を理解させる。

② 木刀を使用して、竹刀稽古法の基本技術と対人的技能を正しく体得させる。

## 2) 指導事項

- ①打突は、常に打突部位の寸前で止める空間打突となるが、刀で「切る、突く」という意味を理解させる。
- ②構え、目付け、間合(一足一刀の間合)、打突(刃筋、物打、一拍子)、足さばき(すり足)、掛け声(発声)、残心(中段の構え)

(剣道講習会資料p71-72「指導上の留意事項」を参照)

## (3) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

### 1) ねらい

- ①竹刀を使用して、剣道具を装着している打突部位へ実際に打突する気剣体一致の“見事な一本”を追求させる。

### 2) 指導事項

- ①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技: 小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技: 小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

- ②“見事な一本”を実打する。
- ③呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と刃え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、正しい手の内、鑢を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突、正しい攻防(氣勢、中心を外さない攻め合い、左拳を中心線から外さない)、正しい鍔ぜり合い、目付け、打突の機会(虚実、拍子)(剣道講習会資料p8の「指導法講習における基本的事項」ならびに同p9の「指導法講習における重点事項」を参照)

## 実技2

### (1) 指導内容1

#### 1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道試合・審判規則第4,5条 同細則第3条)

- ①剣道着と袴の着装法と留意点
- ②剣道具: 面・胴・小手・垂の着装法と留意点
- ③剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方

(剣道指導要領pp.11~23)

#### 2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

##### ①竹刀

##### ②日本刀・木刀

##### ③竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方(剣道指導要領pp.24~29)

#### 3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方)

(剣道指導要領pp.30~35)

- ①稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

## (2) 指導内容2

### 1) 基本動作

- ①姿勢、②構えと目付、③構え方と納め方、④足さばき、⑤素振り、⑥掛け声(発声)、⑦間合、⑧打突の仕方・打たせ方および受け方、⑨体当たり、⑩鍔ぜり合い、⑪切り返し、⑫残心
- (剣道指導要領pp.36~71)

## (3) 指導内容3

### 1) 応用動作(対人的技能)

- ①基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
- ②[攻め合い]について(例 三殺法、触刃の間合いから交刃の間合いに入るときの攻め勝って打つ、という言葉の意味(剣道指導要領pp.72~73)や、氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。  
(講習会資料 p9)
- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技  
(剣道指導要領pp.113~147)

## (4) 指導内容4

- 1) 稽古法:基本稽古(切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)、互格稽古、引き立て稽古、試合稽古、様々な稽古の仕方や形態(ひとり稽古、見取り稽古、立ち切り稽古、出稽古・武者修行、合宿)、伝統的な稽古法(寒稽古、暑中稽古)
- ①各種稽古法を組み合わせた指導。  
例:互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し→互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し 等  
※各種稽古法を組み合わせた稽古は、時間配分等を勘案し、一斉指導または元立ちの指示で行う。  
(剣道指導要領pp.148~152)

## (5) 指導内容5

- 1) 「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」における指導
- ①正しい鍔ぜり合いから間を切る方法
- ②一瞬の崩しから技をしかける方法

以上

# ガバナンス・コンプライアンス

## ガバナンスとは

- ・「統治・支配・管理」…正
- ・適格な組織運営(スポーツ庁)
  - スポーツ団体として社会的責任を果たす方策
  - 組織に於いて職務を担う者・責任体制を自ら構築、強固専行が生じないように相互牽制関係の明確化、
  - 組織に於いて職務を担う者・責任体制を自ら構築、強固専行が生じないように相互牽制関係の明確化、
  - 違法・不正な意思決定が行われないための仕組みを構築し組織のリスクや不祥事を防止
- ・スポーツ団体ガバナンスコード
  - スポーツ基本法第5条第2項に規定する、スポーツ団体に於ける自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として策定

\* 第5条第2項「スポーツの発展のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に關し自ら遵守すべき基準を作成するよう努める」

中央団体向け：次ページ  
一般団体向け：資料参考

2021/07

## コンプライアンス・倫理

- ・コンプライアンス(Compliance)の語義
  - 受け入れること、迎合、人のよさ、親切などで、従順な対応を表現
  - 法令順守
- ・法令は当然、定款・規程・規則等「組織内規範」、常識や良識「社会規範」、全剣連の理念や社会的責任「倫理」
  - 法令に加え、様々な規範、倫理・道徳(モラル)も
- ・ガバナンスとの関係
  - コンプライアンスを維持・改善するための「管理体制」=ガバナンス
  - ガバナンスの強化がコンプライアンスの強化

2021/07

## コンプライアンスの重要性

- ・企業においては様々な事業が発生
    - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
    - … 最悪の場合、倒産も
  - ・スポーツの場合、不祥事が起きると
    - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
    - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
    - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
    - … 資金源を失うことで事業縮小等 員のスバイラル
    - 当該個人にとっでは、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組む

2021/07

## 全剣連の取組み

- ・倫理規定制定(平成30年11月)
- ・倫理委員会発足(倫理委員会規程、平成30年11月)
- ・全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、令和元年11月及び令和2年3月、同9月 改定)
- ・相談・苦情窓口の設置(平成30年11月)
- ・綱紀委員会規則(懲罰規則)  
(平成31年4月、令和2年3月、令和3年3月 改定)

2021/07

## 全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念  
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え  
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、理念に反する不祥事の発生
- 居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定
- ・ 対象者  
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

302/47

9

## 倫理に関するガイドライン(項目)

- I. 反倫理的行為の禁止
  1. 暴力行為
  2. セクハラ
  3. 差別
  4. アンチドーピング、薬物乱用
  5. 指導的立場にある者並びに選手等の関係
  6. 称号段位審査員と受審者
- II. 不適切な経理処理
  1. 経理処理(補助金取り扱い、内部牽制、利益相反等)
  2. 不正行為(横領、報酬・供応等の強要、受領、提供、その他)
- III. 代表選手・役員の見学
- IV. 安全・事故防止、社会規範
  1. 安全・事故防止
  2. 一般社会人としての社会規範

302/47

10

## 相談・苦情

- ・ 平成30年11月(設置)～令和4年3月まで
  - 相談・苦情窓口 : 79件
  - 日本スポーツ協会 : 3件
  - 報道(新聞等) : 10件
  - 全 計 : 92件(重複あり)
- ・ 暴力・体罰(25件)、パワハラ(4件)、指導(9件)に関する苦情や訴えは、立場の強い者による事案
- ・ セクハラ(4件)、審査(8件)、苦情(19件)、その他(23件)

302/47

11

## 相談・苦情窓口等の事例(1)

- 暴力や体罰、パワハラ①
- ・ 指導者が隣居の際に、女性を倒し、罵詈雑言
- ・ 日本剣道形の稽古中、稽古後に、指導者が受講生二人を木刀で殴打(その後、処分内容の問い合わせあり)
- ・ 指導者から暴言、竹刀で殴打などの暴力、精神的暴力(同様の訴えが、複数あり)
- ・ 剣道同好会での、会員に対する暴力、暴言(同一人に関し、数回の訴え)
- ・ 出稽古先の指導者が竹刀で殴打した暴行事件の調査要求(弁護士から)
- ・ 道場での威圧的指導、人格否定発言、背中を押され転倒、突き等の指導

302/47

12

## 相談・苦情窓口等の事例(2)

### 暴力や体罰、パワハラ②

- ・高校剣道部顧問の体罰(2件、うち1件は校長が隠蔽と指摘)
- ・中学校部活中、剣道員で覆われていない箇所を過剰に叩き、全治1週間
- ・某中学校におけるいじめ、セクハラに対する加害者・顧問の処分要求
- ・中学校教員の体罰(新聞報道)に対し、処罰要求

### 不祥事

- ・剣道部顧問が同僚教諭にパワハラ → 同顧問が生徒の不祥事隠ぺい  
→ 生徒に現金要求(報道) ∴ 退金を理由に処分せず
- ・剣道部顧問が生徒に洗車をさせる → 剣道部の資金横領(報道)  
∴ 刑事事件

2021/4/2

13

## 相談・苦情窓口等の事例(4)

### セクハラ

- ・女子中学生の袴の中に手を入れた
- ・剣道会長によるセクハラ行為(報道)、事後本件に関する処分内容を開示せよとの要求
- ・同僚女性教師に対するセクハラ

### 屋舎遺

- ・特定の指導者に対する批判(審査への不信、稽古方法等)、範士の推薦方法、流派での争い、指導者のハラスメント

2021/4/2

15

## 相談・苦情窓口等の事例(3)

### 大会、審査等

- ・少年剣道大会で、大会役員が「某少年団は指導者の了解を得ずに移籍して出場している」と公に非難...許されるのか
- ・悪天候の中大会決行的ことに対する批判
- ・小学生県剣道大会への出場チーム選出方法が不明瞭(役員関連チームが半数)
- ・級審査結果の理由開示(結果に不満)
- ・教士試験の受験条件を知らされなかった(異段審査でも同様の訴えあり)

2021/4/2

14

## 相談・苦情窓口等の事例(5)

### その他

- ・騒音、子供の迷惑行為(4件)
- ・駐車の方(2件)
- ・高校剣道大会における会場席取り
- ・えこひいき(指導者が自身の子供を優遇、2件あり)
- ・稽古風景を無断撮影、SNSに投稿

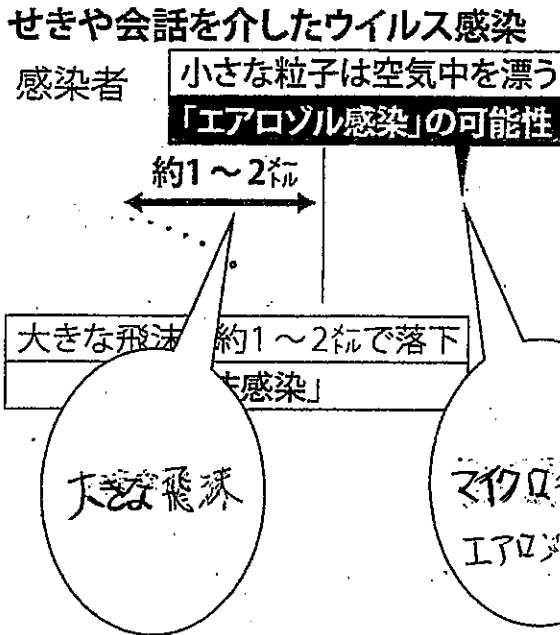
2021/4/2

16



感染経路は、主に飛沫によるもの

マスクやフェイスシールドの効果 ihuffpost1



不織布マスク 吸い込み飛沫量 70%減 吐き出し飛沫量 80%減		布マスク 吸い込み 35~40%減 吐き出し 66~82%減	
ウレタンマスク 吸い込み 30~40%減 吐き出し 50%減		フェイスシールド 吐き出し 20%減	

マスクの効果は完全ではない。  
フェイスシールドはもっとダメ  
特にマイクロ飛沫の吸い込みは  
うまく抑えられない

「不織布マスク + 十分な送風・換気」が必要  
特に変異株流行の中では、マイクロ飛沫対策が大事  
トイレでの飛沫感染はほぼ起こらない

感染対策は重ねることによって強い効果を引き出すことができる

以下の数字は正しいものかは別として、例としてあげる。

- 双方がマスク着用することにより、感染リスクが約10分の1となる
- 双方が対人距離を保つことにより、感染リスクが約2分の1となる
- 室内では送風・換気をすることにより、感染リスクが約2分の1となる
- 双方がワクチン接種を受けることにより、感染リスクが約5分の1となる

これらの感染対策をすべて行う人のリスク減少の程度は、掛け算となる：

$$(1/10) \times (1/2) \times (1/2) \times (1/5) = (1/200)$$

なにも対策を講じない人に比べて、約200分の1となる可能性がある。

## 稽古における注意（特にオミクロン株が流行している現在）

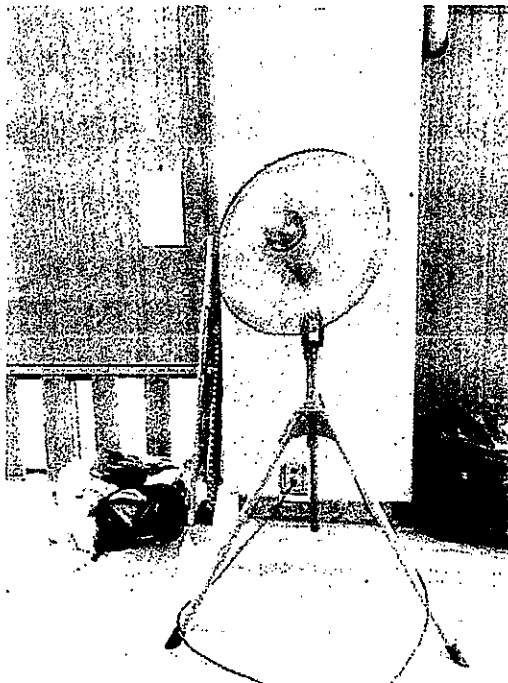
### 道場内での注意

- 道場の窓、扉はできるだけ開放する。特に空気が一方向に流れる工夫をすることが大事（扉、窓を閉めてのエアコン運転では、一度に多くの人々が感染する恐れがある）
- マイクロ飛沫の滞留を防ぐには、工業用扇風機を使用すると良い（斜め上方に向けて常時運転）
- マスク着用は必須（マスクは大きな飛沫のみならず、マイクロ飛沫もある程度は防ぐ）
- 高齢者はシールドもするほうが望ましい（自分からの飛沫飛散量を減らすことができる）
- 接触感染にはあまり神経質にならなくても大丈夫（ex. 床は一度清掃すればよい）
- 更衣室での会話に注意（通常、換気が悪く、マイクロ飛沫を浴びやすい）

### 道場外での注意

- 体調に不安があるときには稽古に参加しないこと
- PCRや抗原検査で陰性が出て、「陰性証明」にはならない（見落としが3割ぐらいはある）
- 大人数での会食は感染リスクが上がる

## 通風・換気には？ 工業用扇風機（送風機）と $\text{CO}_2$ モニターの使用



700ppm目安



新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鍔)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。
  - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鍔)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ移行する。
  - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
  - ・「つば(鍔)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 攻防や打突行動の中で相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。また、「つば(鍔)競り合い」になった場合は、技が出ない時には速やかに積極的に分かれる。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鍔)競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている時に追い込んで打突する行為や、分かれようと思わせて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鍔)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鍔)競り合い」から鍔と鍔で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクとシールドの着用  
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。  
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの  
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

## 1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

## 2 質問事項

事項	解説
<b>(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用</b>	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
<b>(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用</b>	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
<b>(3) 接近した状況での掛け声</b>	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
<b>(4) 反則内容の説明</b>	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば(鍔)競り合いの解消の際の見極めについて

つば(鍔)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？

「つば(鍔)競り合い」の解消に至る時間はおおよそ「一呼吸」とし、双方が鍔と鍔で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。

(6) 相互に分かれようとしている途中で技を出さない

相互に分かれようとしている途中で技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？

「つば(鍔)競り合い」は鍔と鍔が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸」後、相互に「分かれようとしている途中で」技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと見せかけて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。  
「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸」内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、打った側を反則としないし、有効打突にもしない方が妥当である。合議の上、目的と現象を見極めて判断する。  
なお、「つば(鍔)競り合い」からの引き技を出す時間については「一呼吸」以内であり、機会の捉え方については、木刀による剣道基本技稽古法の「基本4引き技」を参考にいただきたい。

## 日本剣道形「共通理解」

昭和56年制定『日本剣道形解説書』における文言の整合性をはかり疑問点を解消するため、『日本剣道形解説書』の文言を変更することなく「共通理解」とする。

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鐔元と切先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀の中央部、剣先は正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一挙前に出し、刃先はやや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打った時、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合によって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら右胴を打つときの方法。
  - ①右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に右胴を打つ。
  - ②右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
  - ①中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
  - ②下段半身の構えの刃先は、真下とする。

以上

各都道府県剣道連盟 御中

全日本剣道連盟会長 網代 忠宏  
普及委員会委員長 藤原 崇郎  
学校教育部会委員長 軽米 満世  
社会体育指導員委員会委員長 谷 勝彦

### 中学校部活動における今後の動向と対応について

平素、全日本剣道連盟の各事業にご協力を賜り、誠に有難うございます。

令和2年より新型コロナウイルス感染症は全国的に拡大し、極めて深刻な状況が続いております。貴連盟におかれましても、コロナ禍での事業の計画、運営にも多大な影響が生じているものと拝察申し上げます。

さて、国は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を令和2年度に打ち出し、令和5年度からは中学校において休日の部活動を段階的に地域へ移行することとして、昨年10月から有識者会議を開き検討しているところです。

また、スポーツ庁は、日本中学校体育連盟に対し、「学校から地域移行したクラブ等に所属する生徒の大会参加資格を緩和する」ことを強く要望しており、令和4年3月9日付けで日本中学校体育連盟は、地域クラブ等の大会参加を承認することを決定しました。今後は、参加条件等について都道府県中学校体育連盟との協議を重ね、今年の6月理事会を経て正式な文書を発出する予定となっています。

こうした国の動向を踏まえ、全日本剣道連盟といたしましても普及委員会学校教育部会において、理解を深められるよう検討を重ねており、生徒の多様化するニーズや生徒減少と学校の小規模化にともなう部活動の休廃部等から、対応の必要性を感じているところです。部活動の地域移行に本連盟が対応するには、地域剣道連盟が積極的に関与する仕組みの構築や指導者の確保等の対応が急務です。

つきましては、社会体育指導員委員会と連携し、①から③の行程で社会体育指導員及び中学校剣道授業支援の授業協力者の積極的な活用を促進し、「地域部活動」の支援協力を行うことで剣道の普及に繋げていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① 全日本剣道連盟は、これまで認定された社会体育指導員(上級、中級、初級)および授業協力者の都道府県別名簿をもとに地域部活動指導者のデータベースを作成する。名簿は、各都道府県剣道連盟へ供与する。
- ② 都道府県剣道連盟は、地域剣道連盟ごとの「地域部活動指導者名簿」を作成し、地域剣道連盟に配布する。
- ③ 地域剣道連盟は、「地域部活動指導者名簿」を市町村教育委員及び地域中学校、総合型スポーツクラブ等関係者に名簿を配布し周知する。

令和4年3月9日

都道府県中学校体育連盟 会長様  
同 事務局御中

(公財)日本中学校体育連盟  
会長 宮澤 一 則  
(公印省略)

### 運動部活動の段階的な地域移行に関わる地域スポーツ団体等の 全国中学校体育大会の参加資格緩和について

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が令和2年度より進み、3年度からは、スポーツ庁において運動部活動の段階的な地域移行に関する検討会議が開催されてきました。検討会議も2月28日で第4回を終えて、今月には5回目を開催し、5月には検討会議提言案を発出することになっております。

これまでも運動部活動の地域移行に関する内容については、検討会議が開催されるたびに、理事会、実務担当者会、その他委員会において、資料提供及び内容説明、協議を行ってきました。

そして令和4年2月25日付け文書において、都道府県中学校体育連盟の評議員の皆様へ、これまでのスポーツ庁政策課学校体育室との打ち合わせや検討会議の内容における大会の参加資格緩和や大会に対する支援打ち切りなど説明させていただいたところです。

3月3日の評議員会では、運動部活動の段階的な地域移行について、スポーツ庁政策課学校体育室長より説明がありました。日本中学校体育連盟には「学校から地域移行した地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加資格を緩和する」また「地域スポーツ団体等の中学生が参加できない大会に対する補助や支援を見直すこと」について強く求められていました。

このことを受けて、3月4日に開催された理事会において協議した結果、全国中学校体育大会への参加の特例として、地域スポーツ団体等の中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定いたしました。今後、参加条件等について、都道府県中学校体育連盟と協議を重ね、5月理事会で提案し、6月定時評議員会、理事会を経た後に正式な文書を発出する予定であります。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

連絡先 (公財)日本中学校体育連盟事務局

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JSOS 401

TEL 03-5843-1961

FAX 03-5843-1963

E mail: njpa@nippon-chutairen.or.jp



## 社会体育指導員有資格者および授業協力者の活用について

- 「社会体育指導員」という資格があることを周知する必要がある。
  - ・「社会体育指導員」という資格があるのは剣道だけである。
  - ・全国で5,699名（初級3,641名、中級1,132名、上級926名）が登録者一般に知られていない。
  - ・講習内容も含めて有資格者の能力についても具体的に周知する必要がある。
- 学校での指導協力（社会体育指導員および授業協力者）について、効果的にアピールすることが必要である。
  - ・市町村教育委員会にお願いして、月一回行われている校長会の席で、その内容について説明する機会を設けてもらうのが一番効果的である。

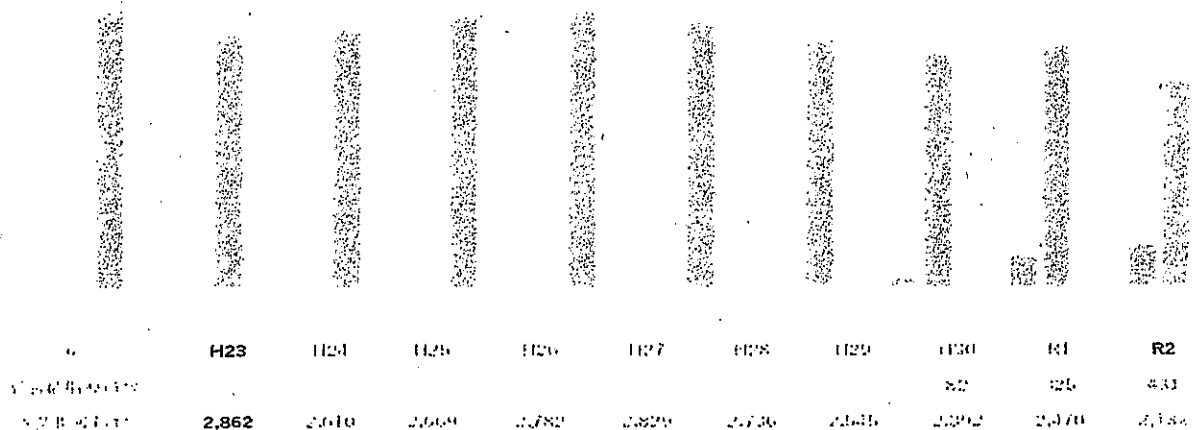
## \*参考 1

学校での指導協力者は以下4通り

- （1）授業協力者…中学校の剣道の授業支援者で都道府県養成講習会を受講し全国で4,130名登録
- （2）外部指導者…地域の中学校長から依頼され部活動をしている。全国で2,132名
- （3）部活動指導員…平成30年～の制度、非常勤職として部活動指導をしている。全国で431名
- （4）地域運動部指導員…令和5年～を目指し地域中学校部活動の指導支援が期待されている。

全国剣道部：部活動指導員数・外部指導員数

外部指導員：H23と比べ約700人の減少



令和2年度：日本中学校体育連盟調査

## \*参考 2

社会体育指導員有資格者および授業協力者の名簿→各都道府県→都道府県の教育委員会→市町村教育委員会→市町村の学校→教頭、校長、教務、担当者の順番で回覧する。

- 一瞥されて終わる危険性がある。
- 校長会で説明すれば、より効果的に周知できる。

## [課題]

- ・校長会は市町村ごとに開催されるため数が多い（茨城県では44ヶ所）
- ・社会体育指導員育成事業について解説でき、質問にも回答できる人材の確保